

愛媛県立中央病院整備運営事業 要求水準書（案）〔利便施設運営業務〕に関する質問回答

平成19年1月4日から1月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 要求水準書（案）〔利便施設運営業務〕」に関する質問への回答を整理して記述してあります。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

№	ページ	大項目 (かか)	小項目 (かか)	番号	大項目 (ロ-マ)	中項目 (ロ-マ)	小項目 (ロ-マ)	質問	回答
001	001	—	—	②	A	—	—	利便施設に係る設計・建設費について、PFI事業に含む本体工事と事業者が負担するそれ以外の工事についての工事区分を明確にご教示下さい。例えば、テナントの内装工事についてもサービス対価として支払われるのでしょうか。	外装工事まではサービス対価として支払われますが、内装工事や建具・家具工事等はサービス対価に含まず、事業者において独立採算業務として賄っていただきます。
002	001	—	—	②	B	—	—	必置施設として理美容店運営業務が挙げられておりますが、理美容店を運営するためには、理容師法及び美容師法それぞれの資格を有する者が運営を行わなくてはなりません。どちらかを有して居れば良いのか、あるいは両方必要なかをお教示願います。	理容師及び美容師の両方が必要となります。
003	001	—	—	②	B	—	—	理美容店運営業務との記載がありますが、理容店、美容店のどちらの機能を求めているのでしょうか。理容店と美容店は独立タイプ或いは共用タイプどちらを希望されているのでしょうか。	理容店と美容店の両方の機能を求めますが、ご質問にある独立タイプか共用タイプかについては、特段希望はありません。事業者において、適宜ご判断の上、ご提案願います。
004	001	—	—	②	B	—	—	必置施設として公衆電話が挙げられておりますが、公衆電話の設置台数、敷設される回線数等は現病院の状況通りでしょうか？携帯電話の普及に伴い、公衆電話を取り扱っている各種電話会社における電話機設置の取扱いには一定のお考えがあらうかと思われしますが、このような事象についても事業者側で各種電話会社との交渉を行うことも含め対応することでしょうか？ご教示願います。	患者を始めとした病院利用者の利便性向上のために、外来及び病棟等に適宜設置してください。各種電話会社との交渉についても、事業者に行っていただく予定です。電話会社と協力のもと、公衆電話の台数、回線数を患者のニーズに適合した配置計画となることを求めます。
005	001	—	—	②	B	—	—	レストランのメニューは和食・洋食・中華全てを網羅することが求められますか。	事業者の提案によるものとします。
006	001	—	—	②	B	—	—	喫茶店は別途必要ですか。（レストラン以外の場所を想定していますか）レストランで喫茶メニューを入れて一体営業することは可能でしょうか。	ご質問のとおりレストランに喫茶メニューの含め、一体営業することは可能です。患者、病院職員を始めとした病院利用者のニーズに応えるよう、効果的な提案を期待します。
007	001	—	—	②	B	—	—	「必置施設」として「喫茶店運営業務」が表記されていますが、これはレストラン内に設置することは可能でしょうか？	(質問No. 006参照)
008	001	—	—	②	B	—	—	【必置施設】喫茶店運営業務が含まれておりますが、レストランとは別に喫茶店の設置が必要ということでしょうか。（レストランが喫茶店を兼ねることは可能か）また、別途必要であるとのことであれば、その理由をご教示ください。	(質問No. 006参照)
009	001	—	—	②	B	—	—	「必置施設」として、「レストラン等運営業務（一般用・職員用）」と表記されていますが、これは一般用と職員用と各々のレストランを設置することと言う指示でしょうか？一つのレストランの内部を一般用・職員用と区切って設置することは可能でしょうか？	一般用と職員用のそれぞれのレストラン設置を求めますが、ご指摘の「一つのレストランの内部を一般用・職員用と区切って設置すること」についても、以下の事項を遵守した上で、可能です。 【遵守事項】 ・出入口は別にすること ・職員用ゾーンの会話が一般用（患者・見舞客など）に筒抜けにならないように配慮した間仕切りを設置すること ・職員用ゾーンでの食事している姿が見えないように配慮した間仕切りを設置すること
010	001	—	—	②	B	—	—	コンビニ、喫茶店、理美容店について、院内に複数店舗を設置する提案は可能でしょうか。	病院機能に支障がない限りにおいて、ご質問の店舗を院内に複数設置することは可能ですが、事業期間にわたる経済性等を勘案し、効果的な提案を期待します。

N o	ページ	大項目 (かたかな)	小項目 (かたかな)	番号○	大項目 (ローマ字)	中項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)	質 問	回 答
011	001	—	—	②	B	—	—	自販機はどこにも記載されておりませんが、提案することは可能でしょうか。	入札公告時にお示しする予定です。
012	001	—	—	②	B	—	—	床頭台の機能は要求基準がありますか。 (カードTV、冷蔵庫、金庫、ロッカーなど)	TV、インターネットを付けた上で、事業者の提案によるものとします。
013	001	—	—	②	B	—	—	事業範囲に「床頭台（TV、インターネット付）」とありますが、メールや給食メニューの注文などPC端末としての利用のご要望はありますか。	現時点では、PC端末の利用として、給食メニューの注文に対する要望はありますが、メールの利用に対する要望はありません。
014	001	—	—	②	B	—	—	インターネット用LAN端子の設置を考えていますか。	患者ニーズやセキュリティについてご配慮いただいた上で、事業者の提案によるものとします。
015	001	—	—	②	B	—	—	ベッドサイドテレビ端末と電子カルテとの連動をお考えですか。	(運営業務 (2) 診療技術支援業務 質問 No. 020参照)
016	001	—	—	②	B	—	—	ベッドサイドテレビ端末と食事メニュー選択の連動をお考えですか。	ご質問の連動も考えており、患者の利便性向上に繋がる効果的な提案を期待します。
017	001	—	—	②	B	—	—	利便設備のうち、「コンビニ内の現金自動預入支払機（ATM）」が含まれて降おりますが、コンビニ内に指定した理由、またコンビニ内とは別にATMコーナーをつくることの必要性をご教示ください。	院内に設置するATMについては、基本的に県が金融機関との調整を行う予定です。「コンビニ内の・・・」とあえて記述した理由は、コンビニ内に事業者側が自己裁量によりATMを設置した場合には、そのATM設置・管理に係る銀行等との調整は事業者の業務範囲であることを明らかにするためです。
018	001	—	—	②	B	—	—	ATMについては、院内全体(敷地内)のなかでコンビニ内のみでの設置を想定されていますか。又は、コンビニ以外でも設置予定がありますか。	(質問No. 017参照)
019	001	—	—	②	B	—	—	コンビニ内の現金自動預入支払機という表現に変わりましたが、あえてコンビニ内とした理由は何をお教えいただけませんか。公金取扱銀行の窓口があると、現状のようなATM設置状況も否めないと思われませんか。如何でしょうか。	(質問No. 017参照)
020	001	—	—	②	B	—	—	ATMを設置する金融機関の選定は事業者に委ねられている、と解釈して宜しいでしょうか。	コンビニ内にATMを設置する場合には、そのATM設置に係る金融機関の選定は事業者委ねています。 (関連質問No. 017参照)
021	001	—	—	②	B	—	—	「必置ではない施設」の例示として、ベーカリーショップ、スープショップ等が挙げられていますが、これらは、コンビニ、レストラン等の中に設置することは可能でしょうか。	可能です。
022	001	—	—	②	B	—	—	提案施設にベーカリーショップ、スープショップとありますが、必置施設のレストランとは別施設を提案すると考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。 レストラン内に当該機能を設置することも可能です。
023	001	—	—	②	B	—	—	必置ではない施設の例示として、スープショップが挙げられていますが、何か特別の理由等がありましたらご教示ください。	病院職員からのニーズをくみ上げた結果とお考え下さい。
024	001	—	—	②	B	—	—	提案施設の例としてマッサージを挙げられていますが、マッサージを施術してよい方かどうかは利用者の自己申告によって判断することとしますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで結構です。本施設を例示した経緯は病院職員からのニーズ（特にフットマッサージ）をくみ上げた結果です。 なお、あくまで例示ですので、必置ではない施設として例示しているもの、それ以外も含め、事業者側でご検討頂き、より良い提案を期待しております。

N o	ページ	大項目 (かか)	小項目 (かか)	番号○	大項目 (ローマ字)	中項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)	質 問	回 答
025	001	—	—	②	B	—	—	利便施設のうちの提案施設について、事業採算が合わず撤退せざるを得なくなった場合も、その床面積に対する使用料は事業者が負担しつづけるのでしょうか。	原則として、利便施設が運営されているか否かに関わらず、当該占有面積に相当する使用料を事業者は負担する必要があります。ただし、利便施設の運営が困難であり、かつ県と事業者の協議により、当該部分を利便施設ではなく病院機能の一部として活用する場合には、事業者は使用料を負担する必要はありません。
026	001	—	—	②	C	—	—	「行政財産の使用」として事業者は「県に使用料」を支払うこととなっていますが、これは入札の際に提出する提案書類に入札者が提案するのでしょうか、それともすでに使用料の算定基準は決まっているのでしょうか？決まっているのであれば算定基準を教えてください（例えば、**円/m ² ）。	入札公告時にお示しする予定です。
027	001	—	—	②	C	—	—	現行の「行政財産使用料」をご教示ください。	(質問No. 026参照)
028	001	—	—	②	C	—	—	事業者が県に支払う使用料の単価等をご教示頂きたい、宜しく御願致します。	(質問No. 026参照)
029	001	—	—	②	C	—	—	「県に使用料及び光熱水費を支払うものとする」とありますが、使用料の算定基準をお示し願います。	(質問No. 026参照)
030	001	—	—	②	C	—	—	県に支払う使用料の支払い基準を示していただきたい。	(質問No. 026参照)
031	001	—	—	②	C	—	—	行政財産の使用料は、一律の面積単価で個別事業者が県と契約するのでしょうか、契約はSPCと県が行い、SPCは個別事業者の事業の継続性を判断し使用料単価の変更を行うことが許されるのでしょうか	(質問No. 026参照)
032	001	—	—	②	C	—	—	「県に使用料及び光熱水費を支払うものとする」とありますが、光熱水費はメーター等を設置し、従量料金のみと考えてよろしいでしょうか。また、その単価設定は県が行われるという理解でよろしいでしょうか。	メーター等設置及び従量料金についてのお考えは、ご理解のとおりです。なお、単価については県が設定いたしますが、施設全体の光熱水費の支払いが安価に契約できるようなことがあれば、提案を求めます。
033	001	—	—	②	C	—	—	県に支払うべき使用料及び光熱水費の計算方法をご教示ください。	(質問No. 026及び032参照)
034	001	—	—	②	C	—	—	事業者は、県に使用料及び光熱水費を支払うものとの記載がありますが、光熱水費について各利便施設毎に金額と使用量が把握できる明細は頂けるのでしょうか。	使用量を測定できるように、事業者にて個別メーターを設置していただきます。その上で、県から事業者に対して各利便施設毎の使用量に応じた光熱水費を請求する際に、あわせて各利便施設毎の金額及び使用量が分かるような明細を作成し、お渡します。
035	002	—	—	②	C	—	—	県に支払う光熱水費の支払い基準を示していただきたい。	(質問No. 032及び034参照)
036	001	—	—	③	A	a	i	「医療関連商品の導入に協力すること」とありますが、そのような商品を例示していただきたい。	オムツ等の介護用品、パウチ、マスクなど、患者の利便性向上に資する商品を想定しています。
037	001	—	—	③	A	a	ii	「病院の運営体制に合わせた営業時間にする」とありますが、2頁B「患者サービスの向上への貢献」に記載の営業時間以外に具体的な営業時間の要望がありましたら明示をお願いします。	要求水準としてお示ししている以上の要望はありません。 (関連質問No. 041参照)
038	001	—	—	③	A	a	iii	「病院職員の福利厚生確保に協力すること」とありますが、具体的にどのようなことなのかを明示願います。	病院職員も利便施設の利用者となりますので、事業者には利便施設を運営する立場として貢献していただきたいと考えています。クリーニングサービスやマッサージ等もそのひとつの例です。また、営業時間にもご配慮いただきたいと思いますと考えております。

N o	ページ	大項目 (かたかな)	小項目 (かたかな)	番号○	大項目 (ローマ字)	中項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)	質 問	回 答
039	002	—	—	③	A	b	i	「公共施設に見合った料金を設定すること」とありますが、各施設の運営者の裁量で決めてよいのでしょうか？「業務区分表」には県の欄に「○」印が記載されていますが、県の関与は参考意見としての関与と考えてよいのでしょうか？	独立採算制を前提としてますので、運営者の裁量で決めていただくこととなります。県の欄の「○」については、県側の希望や参考意見を述べさせていただくことを意味しています。
040	002	—	—	③	B	a	i	職員用レストランの営業時間に関する記載がありますが、レストランは職員専用を設けるという意味でしょうか。あるいは一部を職員用コーナーとして、利用する運営でも可能でしょうか。	(質問No. 009参照)
041	002	—	—	③	B	a	i	レストランの営業時間は、午後10時以降を閉店時間とすることが望ましいとありますが、開店時間は何時くらいを想定されていますでしょうか。	患者及び病院職員のニーズを汲み取って設定していただくこととなります。あくまでも現時点での想定としては、レストラン、喫茶、スूपショップのいずれかが、朝7時頃から開店し、朝食を提供していただくことを想定しています。
042	002	—	—	③	B	a	ii	「コンビニ、フラワーショップにおいては、患者や来院者等の生活環境の快適性維持という視点からも品揃え等を工夫し」とありますが、販売指定品目又は禁止品目があればお示し願います。	販売指定品目は特段ありませんが、患者のニーズを汲み取り、介護用品の取扱い品目を充実させるなど、品揃えを工夫していただきたいと考えています。販売禁止品目は、タバコや酒類、有害図書です。
043	002	—	—	③	B	a	ii	「救急当番日については、24時間運営を検討すること」とありますが、救急当番日以外も24時間営業してもよろしいでしょうか。	構いません。
044	002	—	—	③	B	a	i、vi	当直の医療スタッフへの深夜時間帯での食事の提供の要否は、どのように判断すればよろしいでしょうか？ また、全ての職員が職員用レストランで昼食をとるとは限らないと思いますが、どの程度の利用者数・時間帯と判断すればよろしいでしょうか	深夜の時間帯については、レストランは必要ないのではないかと考えます。職員数は、正規職員及び臨時職員を合わせて1,100人程度ですので、利用者数についてはこの職員数からご推測願います。なお、病院現在の昼食時の休憩時間帯については、12時～13時の時間帯がベースとなっています。
045	003	—	—	④	—	—	—	「レストラン等運営」及び「喫茶店運営業務」の「調理」－「配下膳」は、「事業者」欄が「◎」となっていますが、これは「セルフサービスを否定するものではない。」と考えて宜しいでしょうか？	基本的にはご理解のとおりで結構ですが、病院施設ですので、要介護者の方々や身体障害者の方々も利用することもございます。その際には適切な配慮をお願いします。県側職員に対しては基本的にセルフサービスでも結構ですが、その分料金が安価となるなどの、様々な提案があることを期待します。
046	003	—	—	④	—	—	—	各業務区分の「営業時間／販売価格の設定・変更」等に関して、「県」の欄が「○」印、「事業者」の欄が「◎」になっていますが、これは「県が希望、参考意見を述べるが、最終決定権限は事業者が持つ。」と考えて宜しいでしょうか？もし、違う場合は、どのような形でこれらの項目が決まって行くのかをご教示願います。事業の採算を計算できるような形で教えていただきたい。	独立採算業務を前提としていますので、ご理解のとおりです。なお、例示として、現時点におけるレストラン等運営に対する県の希望、参考意見は以下のとおりです。 「職員用は営業時間についてある程度の融通が利くことを期待しており、そのために例えばセルフサービスとなることもやむを得ないと考える。一方、一般用については、むしろ営業時間が多少短くなっても、障害者等への配慮が十分行われることが期待される。」
047	003	—	—	④	—	—	—	フラワーショップ運営、レストラン等運営、喫茶店運営、理美容店運営、その他の利便設備の設置・管理の各業務において、販売価格の設定・変更について県が従担当となっていますが、設定価格等について県が意見を言うことがあるので参考にするという理解で宜しいでしょうか	(質問No. 046参照)
048	003	—	—	④	—	—	—	レストラン等運営、喫茶店運営の各業務において満足度アンケートを事業者責任で実施する表記となっていますが、その内容、形式、時期等については事業者に一任されると理解してよろしいでしょうか	基本的にご理解のとおりですが、利便施設運営業務に係る県側のモニタリングの一環として、当該アンケート実施状況の確認として様式について意見を述べることはあると考えます。
049	004	—	—	④	—	—	—	業務区分表における公衆電話の料金徴収についても事業者側で行うとの理解でしょうか。	ご理解のとおりで結構です。

No	ページ	大項目 (カタカナ)	小項目 (カタカナ)	番号○	大項目 (ローマ字)	中項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)	質問	回答
050	004	—	—	④	—	—	—	その他利便施設の項目からATMが削除されてATM（コンビニ内）という表記に改められる一方、諸室リストではATMコーナー23㎡と表記されていますが、ATMコーナーはコンビニ内ATMの他にも設けるという理解でよろしいでしょうか	(質問No. 017参照)